

～催しを主催する地域の皆様へ～

不特定の方が大勢集まる催しで、コンロ等*を使用する場合は、

消火器の準備 と 消防署への届出

をお願いします。

*コンロ等とは:コンロ、鉄板焼き用コンロ、発電機などをいいます。

～該当する催し～

- ・区民まつり
- ・露店業者の出店がある催し
- ・集客のために不特定の方々に広く広報している催し



消火器の準備



露店等開設届出
(5日前まで)



- ・原則として、露店等ごとに1本準備してください。
- ・消火器(住宅用消火器は不可)は、腐食又は破損のないものを準備してください。
- ・露店等を開設しようとする方が届出てください(主催者や露店等の代表の方がまとめて出すことも可能です。)

【お問い合わせ先: 消防署予防課予防係】

消防署	電話番号	消防署	電話番号
鶴見消防署	045(503)0119	金沢消防署	045(781)0119
神奈川消防署	045(316)0119	港北消防署	045(546)0119
西消防署	045(313)0119	緑消防署	045(932)0119
中消防署	045(251)0119	青葉消防署	045(974)0119
南消防署	045(741)0119	都筑消防署	045(945)0119
港南消防署	045(844)0119	戸塚消防署	045(881)0119
保土ヶ谷消防署	045(334)6696	栄消防署	045(892)0119
旭消防署	045(951)0119	泉消防署	045(801)0119
磯子消防署	045(753)0119	瀬谷消防署	045(362)0119



対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする方へ…

平成27年2月25日から

消火器の準備と露店等の開設届けが必要となります。

横浜市火災予防条例により祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しで「対象火気器具等」※1を使用する場合には、

①消火器の準備 をした上で使用してください。

また、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、

②露店等の開設の届出（開催日の5日前まで）を消防署に届け出てください。

車で移動して食品を調理
加工、販売する車

→届出用紙は裏面です。

※1 「対象火気器具等」とは

液体燃料（ガソリン等）、気体燃料（プロパンガス等）、固体燃料（炭等）を使用又は電気を熱源として火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生するおそれのある器具 例）コンロ、発電機、グリドルなど



届出義務があるのは…

「露店等を開設しようとする者」ですが、できる限り露店等の代表者がまとめて届け出てください。

準備する消火器の種類と本数は…

住宅用消火器は認められませんので、業務用消火器をご準備ください。
1つの露店ごとに1本以上の消火器を準備します。

【お問い合わせ先：各消防署予防課予防係】

消防署	電話番号	消防署	電話番号
鶴見消防署	045(503)0119	金沢消防署	045(781)0119
神奈川消防署	045(316)0119	港北消防署	045(546)0119
西消防署	045(313)0119	緑消防署	045(932)0119
中消防署	045(251)0119	青葉消防署	045(974)0119
南消防署	045(741)0119	都筑消防署	045(945)0119
港南消防署	045(844)0119	戸塚消防署	045(881)0119
保土ヶ谷消防署	045(334)6696	栄消防署	045(892)0119
旭消防署	045(951)0119	泉消防署	045(801)0119
磯子消防署	045(753)0119	瀬谷消防署	045(362)0119